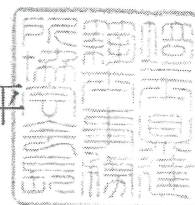


## 建築士事務所登録通知書

あなたから、さきに提出のあった建築士事務所登録申請については、下記のとおり登録したので、建築士法第23条の3第2項の規定により通知します。

平成25年11月 7日

埼玉県指定事務所登録機関  
(一社)埼玉県建築士事務所協会会長宮原克平



記

事務所名称	久保田篤正建築空間工房
所在地	埼玉県北本市西高尾4-207-8
開設者氏名	久保田 篤正
登録番号	一級 埼玉県知事登録 (2) 第9872号
登録年月日	平成25年11月27日
登録有効期間	平成25年11月27日 ~ 平成30年11月26日
管理建築士名	久保田 篤正
管理建築士登録番号	一級 国土交通大臣登録 第280970号

(注 意)

- 更新の登録申請は、有効期間満了の30日前までに行うこと。
- 次の事項に変更があったときは、2週間以内に変更届を提出すること。
  - 建築士事務所の名称又は所在地
  - 申請者の氏名(改姓又は代表者の変更等)
  - 管理建築士の変更
  - 法人登録の場合は役員
- 廃業した場合は、30日以内に登録申請書副本、登録通知書を添付して廃業届を提出すること。

原本と相違ありません

# 一級建築士免許証

本籍地 埼玉県

久保田 篤正

昭和 42年 8月 3日生

登録番号 第一 280970 号  
一級建築士

登録年月日 平成 11年 1月20日

昭和二十五年法律第二百二号  
建築士法により一級建築士の  
免許を与えたことを証する。

平成 11年 1月20日

建設大臣

関谷 勝嗣

原本と相違ありません

